

蒲情審答申第51号

(諮問第61号)

件名：平成26年1月14日に開催された蒲郡市公平委員会の（第11回）口頭審理が録音された音声データすべての非公開決定に関する件

答 申

蒲郡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「平成26年1月14日に開催された蒲郡市公平委員会の（第11回）口頭審理が録音された音声データすべて」について、実施機関が保有する情報でないため非公開としたことは妥当である。なお、本件は異議申立人が請求先の機関を誤ったものであるため、却下すべきものであったと考える。

1 異議申立てに至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年2月12日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、平成26年1月14日に開催された蒲郡市公平委員会の（第11回）口頭審理が録音された音声データすべての公開の請求を行った。

(2) 公文書の特定

実施機関は、申立人の請求の内容を蒲郡市公平委員会（以下「公平委員会」という。）が審議を行っている平成22年（不）第1号不服申立て事件（以下「不服申立て事件」という。）において、平成26年1月14日に実施した第11回口頭審理の音声データ（以下「本件録音データ」という。）と解した。

(3) 実施機関の処分

実施機関は、本件録音データは実施機関が管理している情報ではないとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を申立人に通知した。

(4) 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、平成26年5月20日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 本件録音データは、実施機関が保有するICレコーダーを使用して作成された可能性が高く、実施機関の主張は採用されない。

イ 申立人が請求内容を「…契約書…に基づいて、…契約書に基づいて受け取らせた、…の口頭審理…を録音した音声データすべて」としたことに対し、実施機関が、「平成26年1月14日に開催された蒲郡市公平委員会の（第11回）口頭審理が録音された音声データすべて」という件名の公文書の請求があったと解して決定を行っている事実からして、当該録音データが存在すると理解するのが適当である。

ウ 契約書に基づいて契約上甲とされている蒲郡市長が契約を履行するためには、本件録音データを蒲郡市長が保有することが「必要」であり、また、甲が契約の相手方に対して委託料を支払った事実がある。

エ 実施機関は、今回「も」情報公開「法」の適用除外とされている裁判所の運用を不正に類推適用して、条例の適用除外であるというような「こじつけ」を行い、「公正」な運用を義務付けた審査基準に該当する「情報公開事務の手引き（以下「手引き」という。）」の規定に違反しているのが今回の決定である。

オ 実施機関が、口頭審理の録音データを条例の公文書として取り扱わないこととしていることについて、不服申立て事件において代理人としている弁護士とは別の弁護士に相談したところ、「組織共有性については、「業者に出している時点」で存在すると考えられ、市は、出す「気はない」ということでしょう。」と回答を得ている。

カ 何をどのように請求するかは、請求者が請求時点で選択するものであり、請求先の機関の誤りということにはならない。

キ 開示の実施の判断は、請求対象機関が行うものとして制度設計されていることから、「公平委員会が判断すべきもの」という説明は採用されない。

### (3) 申立人による口頭意見陳述要旨

申立人による口頭意見陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 結局のところ組織共用性の考え方ということで、その審査基準にあたるのが手引きということになり、そこにおける組織共用性の考え方の例示の部分、その記載を前提としつつ、今回の具体的案件と、あとは、その請求した時点における公文書性をどう考えるかと、そのあたりを総合評価すると、結論において、違法・不当である。

イ 本件の核心は3箇所。組織共用性の部分の考え方として、手引きに例示されていることが3つある。個人的な検討段階のメモは、あたらない、これが1つ。もう1つ、正式文書の写しを職員個人がメモとして持っているもの。そしてもう1つは、事務を検討する段階で作成された資料とか、メモなど。今回のような場合、録音データというものが、まずそもそもここに該当するのかと、そう

いう評価をすることが適当である。

ウ 3つのうち、公文書に添付されているというものにみなされると思うが、「個人的な検討段階」という説明に「個人的な」という字句が付いていて、ポイントは結局ここに集約される。

具体的に思われるものとしては2つほど思い当たるものがあり、その1つとしては、職員が労務災害にあった場合に、その申請書を作るというような場合。もう1つ、職員提案制度というものについては、提出される側が提出されるまで何か知らないので、それをどうするかと、そういった段階における文書。この場合に、今の録音データというものが個人的な検討段階といえるかと、その部分の評価すべき。

エ 過去に審査会が出した答申（平成23年7月20日付け蒲情審答申第9号（以下「答申第9号」という。））の場合は、審査会が公平委員会の事務職員に聞き取りをして、個人的にやっているという状況を聞いたものだから、これは個人的なメモだという結論を導いて、公文書性を否定するというロジックになっていたが、その部分は解釈運用を間違っている。

オ 蒲郡市の場合も、結論としては組織共有型の条例を採用した、一番公文書性が広く取れる、一番開示することが条例としては可能な型となっている。一方で、やはり解釈運用をしている実際の公平委員会に問題があるということは審査会側としてはよく理解してほしい。

カ 以上を前提にすると、今回の公平委員会の録音データが個人的な検討というものにあたるのかということの評価することになるが、その時点でこれにあたらなければ、もう自動的に公文書性は認められる。

キ なぜ公文書性があると言っているかということ、1つは、上司の職務命令という観点と、やはり条例といいながら条例の根本となる地方自治法（昭和22年法律第67号）にある。地方自治法の中で、職員というものは、補助機関として置くという規定がなされている。そういった部分を本来注目すべきであるし、今回も十分関係している。

ク 今回公平委員会が思料を並べており、その中で、結局個人でやっており、委員会としては知らない、ということが多々言っている。当委員会において保有する情報ではなく、条例で定める公文書に記録されている情報でもない。

ケ 自己の考えで自己の職務を遂行するということについて、基本的に公平委員会の考え方、それから蒲郡市という地方公共団体である法人の考え方に沿ってやっている。そして一時的な備忘用のメモということについては、一時的かどうかは公文書性に関係なく、備忘用かどうか関係ない。未成熟、不完全な検討段階ということについては、今回のデータというのは原本で、議事録はその録音データを基に可能な限り正確に作るため、今回は検討段階の資料というものにはあたらない。

コ 担当職員が選択したということを行っているが、担当職員は公平委員会の意

向に沿って選択しているわけで、事実行為としては職員が選択したとしても、それは今回の不開示事由にはあたらない。

サ 調書作成の手段・方法についてなんらの指示もしたことがないと言っているが、一方で、市長部局の事務職員が予算措置を取って委託契約書を決裁も取ってやって、検収もして、金も払っているということからして、少なくとも蒲郡市長に整理される機関の側で、調書の手段・方法について、組織的に、蒲郡市として行った事実はある。

シ そして、自己限りで一時的と言っているが、自己限りという考え方は、かなり直感に訴える言い方で、自己限りイコール公平委員会ではないという趣旨としたら、この説明は否定される。

ス そして、他の職員がその録音を聞くことは全くないと言っているが、本来会計事務として検収を行う際は、必ず原本のとおりやられているか进行检查しなければならないということが規則で決まっているので、これを実際にやっていなかったとしても、役所としてはこれがないということを経由に公文書性を否定するということは本来出来ない。

セ 反訳契約については、反訳業者に渡す時点では個人として相手にしているわけではないし、個人の事務として監査をされているわけでもないのである。

ソ いわゆる事実行為という考え方について、サーバーにアップロードしているという実務について公平委員会の事務職員が説明したという事実がある。サーバーにアップロードする事実行為自体は、個人では出来ず、そのアップロードしたのを見る外部の人間からして、やはり市がその行為を行ったと評価される中で、個人メモという評価は到底入る余地はない。

タ 組織で持っているわけじゃないという理屈を言っているが、その組織で持っているかどうかということについては、やはり仕事のうえで実際に必要性があってそこにあるという状況でもって、現実組織共用性を認めているということがあるものだから、そういうところからして、今回の公平委員会の説明というのは、やはり通常は採用されない。

チ 予算執行の事務ということでやっているのであれば、これは組織共用性を認めざるを得ない。ところがその部分については、執行権限がないとかいろいろ言っているが、だからといって否定される理由にはなっておらず、業者が関わっているという点は、決定的に異なる。

ツ 3つの機関に対し請求を行ったのは、1つにはICレコーダーの所属がそうだといいところがあり、もう1つは委託契約の都合、それから機関間の移送という考え方が通常採用されるのだが、どこかの機関から出なければいけない、すなわち、仮に機関の段階では、中間原稿だといったとしても、やはり、市長段階で公文書性があるというのは否定できないので、やはりどこかから出る、あるいはその請求日時点で、行政文書として扱えないのであれば、やはり日付をずらせば出ると考えたためである。

テ 以上を総合すれば、少なくとも公文書該当性という部分には否定される答申が出るはずである。

### 3 実施機関の説明

実施機関が理由書で主張している理由は、次のとおりである。

ア 平成26年1月14日に開催された公平委員会の（第11回）口頭審理が録音された音声データすべては、保有していない。

イ 当該データに関する取扱いは、申立人が記載した請求件名にあるとおり、公平委員会が判断すべきものであると考えられ、本件は請求先の機関の誤りである。

### 4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、当該公文書を実施機関が保有・管理している状態でなければならない。

本件録音データが、不服申立て事件において公平委員会の事務職員が取扱っている情報であることを踏まえると、本件録音データを保有しておらず、当該情報の閲覧等の請求に対しては公平委員会が判断すべきであるとする実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

以上のことから、本件録音データは実施機関が保有する情報でないため非公開とした実施機関の決定は、妥当なものと認められる。

### 5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

#### ○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月17日	実施機関からの諮問
平成26年 7月31日	実施機関から理由書收受
平成26年 9月18日	申立人から意見書收受
平成26年10月17日	審議
平成27年 2月27日	申立人による口頭意見陳述（中止）
平成27年 5月29日	申立人による口頭意見陳述 審議
平成27年 6月18日	審議
平成27年 9月30日	審議及び答申の検討